

事案調書(決定会議)

審議日 令和6年12月9日

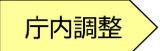
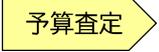
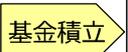
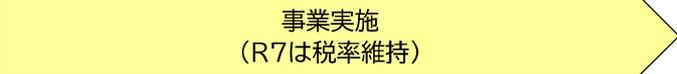
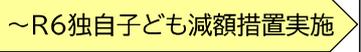
案件名	令和7年度の国民健康保険税率について							
所管	健康福祉	局区	生活福祉	部	国保年金	課	担当者	内線

事案概要	
<p>令和7年度の国民健康保険税率について、令和6年度に大幅な改定を行っており、被保険者に大きな負担となることから、国保財政調整基金を活用することにより、現行の税率を維持(※)するとともに、特定財源の確保が見込めないことなどから、本市独自の子ども均等割減額措置を終了するもの</p> <p>また、財政調整機能の維持のため、一般会計から国保財政調整基金への積立の考え方について検討するもの</p> <p>※ 本年11月に県から示された仮係数に基づく令和7年度における本市の納付金額により予算を見込んだもので、最終的な予算(案)は、令和7年1月に県から示される確定値をもって決定するもの</p>	

審議事項	<p>〇令和7年度の国民健康保険税率について</p> <p>〇本市独自の子ども均等割減額措置について</p> <p>〇一般会計から国保基金への積立の考え方について</p>
審議結果 (政策課記入)	<p>〇原案のとおり承認する。</p> <p>ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。</p>

事業効果 総合計画との関連	事業効果	令和7年度の国民健康保険税率を維持し、被保険者の負担増を回避すること					
	効果測定指標	国民健康保険税率			施策番号		
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標	現行税率の維持					

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

〇事業スケジュール							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施 内容							
							
							
							
							

○事業経費・財源(子どもの均等割減額措置について)

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(民生費)		100,000	0					
うち任意分		100,000	0					
特財								
国、県支出金		0	0					
地方債		0	0					
その他		0	0					
一般財源		100,000	0	0	0	0	0	0
うち任意分		0	0					
捻出する財源※2		100,000	0					
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 国民健康保険財政調整基金

税源涵養
(事業の税收効果)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工※	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

								
		○						
								

日程等
調整事項

条例等の調整	条例	なし	議会提案時期			報道への情報提供	なし
パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供		

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R6.11.28関係課長打ち合わせ会議	○令和7年度の国民健康保険税率について ○子どもの均等割減額措置について ○一般会計から国保基金への積立の検討 結果:調整会議に付議することとする。

備考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(12/6)

【国民健康保険税率、子どもの均等割減額措置について】
○(総務法制課長)仮係数に基づく令和7年度納付金額が下がったということで、歳入不足額については、国保基金を活用することにより現行税率を維持することとしており、尚且つ、市独自の子どもの均等割減額措置の終了分として約1億円捻出するため、妥当な提案と考える。
○(経営監理課長)仮係数に基づく納付金額が減った要因はどのように分析しているか。
→(国保年金課長)県に確認したところ、2年前の納付金額が高めに出ていたため、当該精算により来年度の額が下がるという分析であった。
→(経営監理課長)経済状況により国保の加入者数は変動するものと思うが、被保険者数の推計はどのように行っているか。
→(国保年金課長)県の数値を使用しており、積算方法は承知していない。
→(経営監理課長)子どもの均等割減額措置は、激変緩和措置として行ったのか、或いは特定財源が確保できるため実施したのか。
→(国保年金課長)当初は子育て支援策の一環であることや、令和4年度は国のコロナの臨時交付金を100%活用できたこともあり、令和5年度は一般財源措置として令和4年度・5年度の2か年で実施することとして開始した。令和6年度に存続した理由は高い税率改定を行う中で、子育て世帯への激変緩和措置として実施したものである。
→(経営監理課長)子ども・子育て支援金制度の開始によりどのような制度体系になるのか。
→(国保年金課長)現行の医療分・後期分・介護分に新たに当該新制度を加えた4区分となる。この制度は国保に限らず全保険者に対して課されるものである。
→(経営監理課長)子ども・子育て支援金分の大まかな税率は分かるのか。
→(国保年金課長)国の試算によると、一人当たり3千円と聞いており、税率にすると約3%程度が大雑把なイメージである。
【国保基金への積立について】
○(財政課長)令和7年度の基金積立額については、年度末残高が調定額5%以上、約8億円以上となることを目標に運用していくという基本的な考え方をもちつつ、全体の予算編成の中で決定していくことについてご承知おきいただきたい。

<<原案のとおり、上部会議に付議する。>>

令和7年度の 国民健康保険税率について

令和6年12月9日
健康福祉局生活福祉部
国保年金課

1. 市町村国保の構造的な課題

【他の医療保険制度との比較】

出典：厚生労働省資料より

項目	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合
保険者数 ^{※1}	1,716	1	1,388	85
加入者数 ^{※1}	2,537万人	4,027万人	2,838万人	869万人
加入者平均年齢 ^{※2}	54.4歳	38.7歳	35.7歳	33.1歳
前期高齢者 「65歳～74歳」 の割合 ^{※2}	45.2%	8.2%	3.5%	1.6%
加入者一人当たり 医療費 ^{※2}	39.5万円	19.4万円	17.1万円	16.7万円
加入者一人当たり 平均所得 ^{※2} a	93万円	169万円	237万円	252万円
加入者一人当たり 平均保険料 ^{※2} b <事業主負担込>	8.9万円	12.2万円 <24.4万円>	13.5万円 <29.5万円>	14.2万円 <28.5万円>
保険料負担率^{b/a}	9.6%	7.2%	5.7%	5.6%

※1 令和4年3月末時点

※2 令和3年度平均値（介護分は含まない。）

【本市国保の階層別世帯割合】

区分 (世帯所得)	割合 (%)
43万円以下	34.7
43万円超～ 200万円以下	31.7
200万円超～ 400万円以下	15.6
400万円超～ 600万円以下	3.9
600万円超～ 900万円以下	1.7
900万円超	1.4
未申告	11.0

約
66
%

※令和6年度当初賦課

➤ 年齢構成が高く、医療費水準が高い

➤ 所得水準が低い

➤ 国・県・市から公費負担されているにも関わらず、**保険料負担率が高い**

※国保では「配偶者」や「子」等の被扶養者に対しても保険税が賦課される

2. 令和7年度 国保事業費納付金(未確定)

- ▶ 仮係数に基づく令和7年度納付金(実質額)は、**192億7,500万円**
 ・1人当たり納付金は、**154,306円** (前年度比 **3,749円 減少**)

※ R6は、R4(=直近の改定年度)と比べ、1人当たり18,253円増加(+13.1%) → 7.4%の改定を行ったもの

年度 (通知時期)		納付金額	被保険者数	1人当たり納付金	税率改定
R4	確定係数に基づく納付金 (令和4年1月11日)	201億9,100万円	144,421人	139,802円 (+5.5%)	+5.0%
R5	確定係数に基づく納付金 (令和5年1月11日)	212億7,300万円	139,754人	152,216円 (+8.9%) <i>過去最大の伸び</i>	なし
R6	確定係数に基づく納付金 (令和6年1月11日)	201億5,700万円	127,527人	158,055円 (+3.8%)	+7.4%
R7	仮係数に基づく納付金 (令和6年11月20日) → 令和7年1月上旬頃、確定係数 に基づく納付金の通知がある	192億7,500万円	124,914人	154,306円 (▲2.4%)	/
	対前年度比	▲8億8,200万円	▲2,613人	▲3,749円	

3. 令和7年度 標準保険料率

※仮係数による算定

標準保険料率と現行税率の乖離

区分	医療分	後期分	介護分
所得割 (現行との差)	6.75% (+0.35pt)	2.74% (+0.04pt)	2.43% (+0.11pt)
現行税率	6.4%	2.7%	2.32%
均等割 (現行との差)	28,936円 (+1,936円)	11,585円 (+585円)	12,371円 (+871円)
現行税額	27,000円	11,000円	11,500円
平等割 (現行との差)	18,152円 (+1,152円)	7,267円 (+267円)	6,014円 (+14円)
現行税額	17,000円	7,000円	6,000円

1人当たり約5,400円
(4.68%)の乖離

1人当たり調定額の比較

区分	医療分	後期分	介護分	全体
標準保険料率 (現行との差)	78,026円 (+5.61%)	31,435円 (+2.57%)	32,748円 (+4.31%)	120,727円 (+4.68%)
現行税率	73,880円	30,646円	31,394円	115,326円

○ 介護分は介護2号被保険者1人当たりのため、内訳の合計と全体は一致しない。

4. 令和7年度 歳入不足見込額（現行税率の場合）

（単位：百万円）

歳入	予算見込額
国民健康保険税	14,121
現年度分	13,430 ①
滞納繰越分	691
保険給付費等交付金	47,789
普通交付金分	46,913
特別交付金分	876
繰入金	5,389
法定繰入金	4,554
法定外繰入金	835
決算補填等目的	0
その他	835
基金繰入金	0 ②
繰越金	160
諸収入等	331
歳入合計	67,790

歳出	予算見込額
総務費	945
保険給付費	47,271
国保事業費納付金	19,364
医療給付費分	12,943
後期高齢者支援金等分	4,667
介護納付金分	1,754
保健事業費	694
諸支出金等	162
予備費	10
歳出合計	68,446

約6.5億円
の歳入不足

① 令和7年度 賦課限度額の引き上げ
(106万円→109万円)に伴う財政効果
約3,000万円を含む。

② 基金からの繰入れをしない場合

5. R7予算編成に当たっての考え方

- R6に税率改定を行ったが、R7は、国保事業費納付金の額等から約6.5億円の歳入不足が見込まれる
- 原則、納付金の額を踏まえ税率改定を行い、国保特会の収支改善に努めるもの
- しかしながら、R6に大幅な税率改定(7.4%増)を行っており、2年連続して税率改定を行うことは被保険者にとって大きな負担となる
 - ・近年、2年連続の税率改定は行っていない
 - ・R8は、子ども・子育て支援金制度が開始となり、税率改定が必須

- ① 国保基金を活用することにより、R7は現行の税率を維持
- ② R4~6に実施した市独自の子ども均等割減額措置は、特財の確保が見込めないこと、基金残高が少ないこと、また、R6に激変緩和措置として実施したものであることから終了
- ③ 国保基金の財政調整機能維持のため、国保基金への積立に係る基本的な考え方について検討

【税率改定の推移】

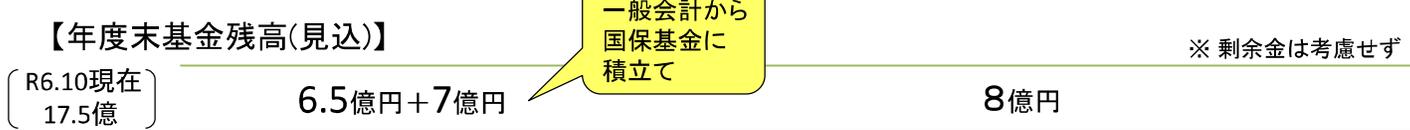
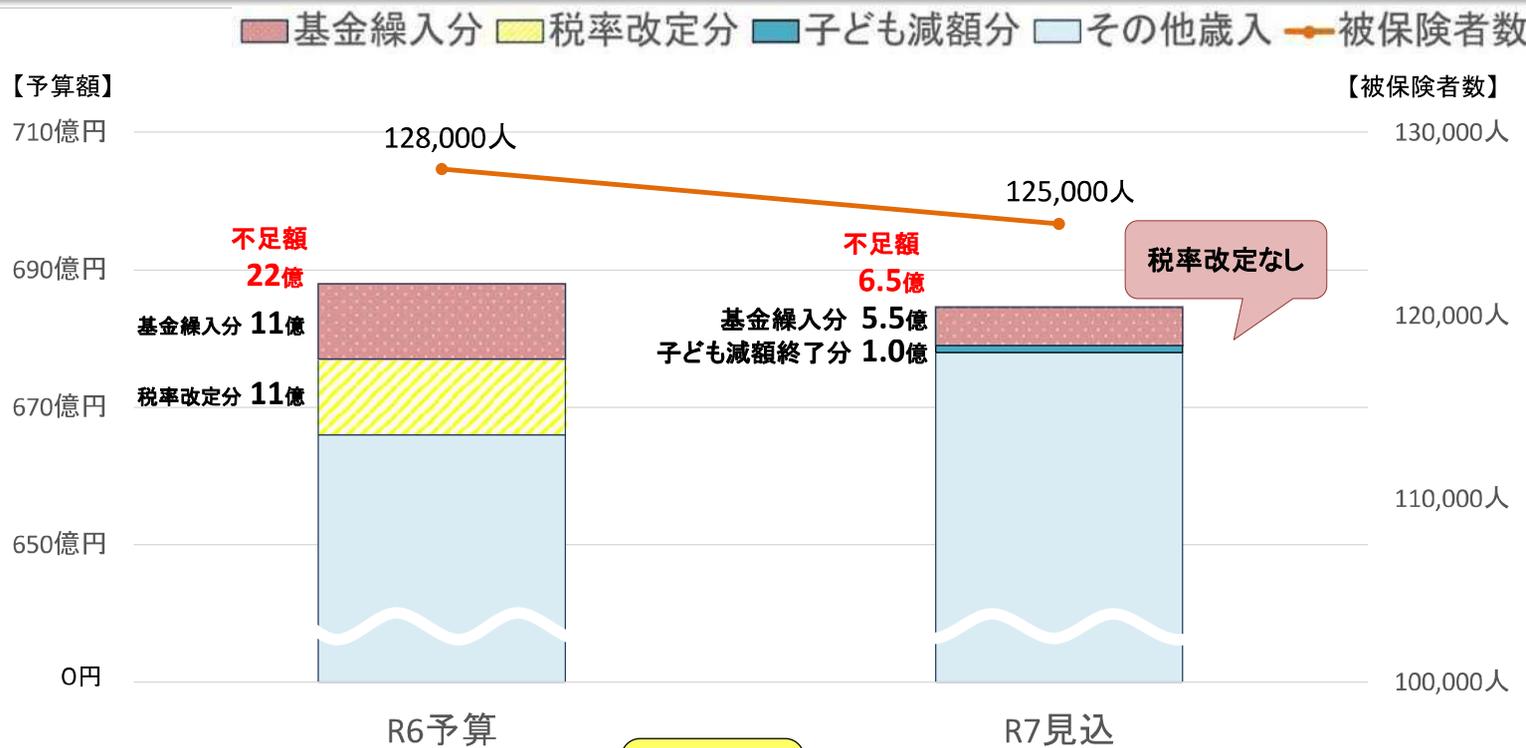
H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
+4.0%	なし	+5.0%	なし	なし	なし	+5.0%	なし	+7.4%	なし	必須

【年度末基金残高の推移】 (億円)

R3	R4	R5	R6
20.0	27.3	15.1	6.5

6. R7予算見込

税率改定しない場合（基金積立の基本的な考え方の検討）



基金積立の基本的な考え方(案)

納付金の大幅な増加や収入減に対するリスクに備えるため、翌年度末に、神奈川県国民健康保険運営方針で定められている保険税調定額の5%以上の残高を確保する。

【基金保有による県からの交付金】

(年度末残高が調定額5%(約8億円)以上)	2,500万円
(年度末残高が調定額3%(約5億円)以上5%未満)	1,250万円
(年度末残高が調定額1%(約2億円)以上3%未満)	500万円

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和6年12月9日

案件名	動物愛護センター設置に向けた動物愛護行政の基本的な考え方について						
所 管	健康福祉	局 区	保健衛生	部	生活衛生	課 担当者	内線

事案概要

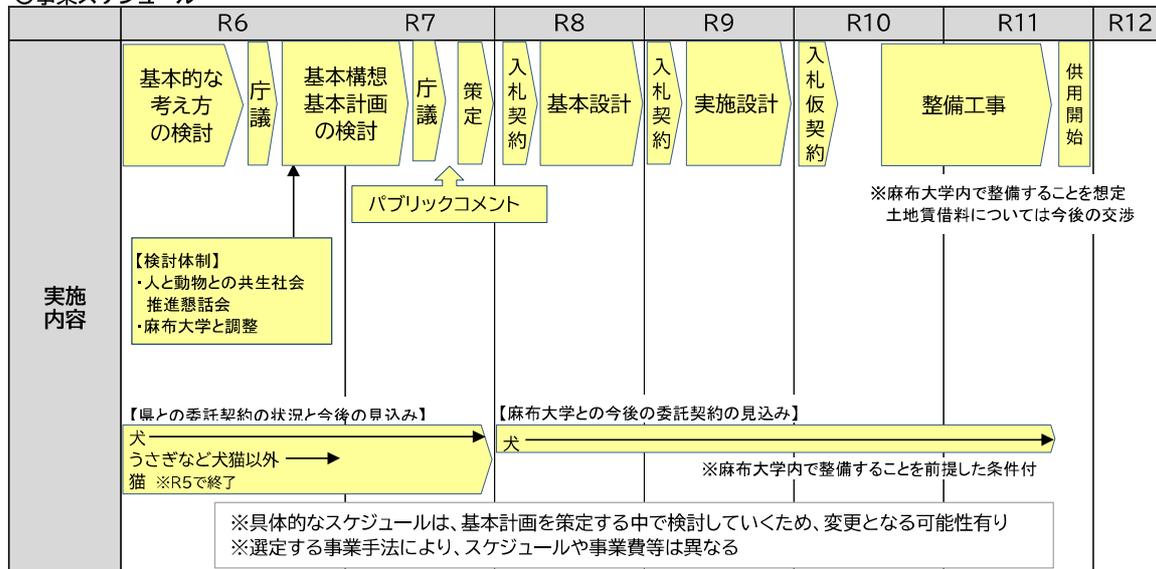
本市では、本市の動物愛護行政を体系的に整理したうえで、令和5年から相模原市総合計画推進プログラムに位置付けて動物愛護管理事業に包括的に取り組んでおり、その中で動物愛護センター機能についても検討を進めてきた。
 こうしたことから、本市にとって必要な動物愛護行政としての機能とその機能を果たすための動物愛護センター設置の方向性について、「動物愛護行政の基本的な考え方」として取りまとめるとともに、課題解決・事業効果の優れた運営が期待できる麻布大学に設置することを前提として、大学側と調整を図ることについて諮るもの

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の動物愛護行政の基本的な考え方について ○動物愛護センターの設置及び設置に係る基本構想・基本計画を策定することについて ○動物愛護センターを麻布大学に設置することを前提として、大学側と調整を図ることについて
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の適正飼養の普及 ・動物の適正な収容・譲渡の推進 ・市民への動物愛護精神の醸成 				
	効果測定指標				施策番号	16
		R6	R7	R8	R9(最終目標)	
	事業効果 年度目標					

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール



○事業経費・財源 (千円)								
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(衛生費)		0	8,000	23,000	42,000	410,000	490,000	
うち任意分								
特財	国、県支出金	50%	0	11,500	21,000	0	0	
	地方債	90%	0	0	18,900	369,000	355,500	
	その他	寄付金	0	0	0	0	15,000	
一般財源		0	8,000	11,500	2,100	41,000	119,500	
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	8,000	11,500	2,100	41,000	119,500	
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)								
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)								
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A	※調整定数+1 (動物愛護管理行政の推進:R5~7)		1	1	1	3	3
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	1	1	1	3	3
局内で捻出する人工概要								
SDGs 関連ゴールに○	1	2	3	4	5	6	7	8
	10	11	12	13	14	15	16	17
日程等 調整事項	条例等の調整			議会提案時期			報道への情報提供	
	パブリックコメント	あり	時期	令和8年1月	議会への情報提供	部会	令和7年12月	
事前調整、検討経過等								
調整部局名等	調整内容・結果							
関係課長打合せ会議 ※1	令和6年5月20日 ・過去の検討経緯の共有 ・検討方法について							
関係課長打合せ会議 ※1	令和6年8月5日 ・機能の検討 ・機能の果たし方							
危機管理課	令和6年9月2日 ・動物愛護センターの災害拠点としての機能について共有							
教育総務室	令和6年9月2日 ・動物愛護センターの教育機能について共有							
庁議(提案取消)	令和6年10月8日調整会議、16日決定会議 ・本市の動物愛護行政の基本的な考え方について ・今後の取組について							
関係課長打合せ会議 ※2	令和6年11月29日 ・本市の動物愛護行政の基本的な考え方について ・動物愛護センターの設置及び設置に係る基本構想・基本計画を策定することについて ・麻布大学に設置することを前提として、大学側と調整を図ることについて							
動物愛護センター整備検討ワーキング会議 ※3	平成27年1月～平成28年2月 ・動物愛護センターの機能及び事業について ・動物愛護センターの市内単独設置の方向性について							
庁議(決定会議)	令和4年11月10日 「動物愛護管理行政の今後について」							
備考	※1 会議出席課:政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、健康福祉総務室、地域保健課、水みどり環境課、緑区役所区政課 ※2 会議出席課:政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、総務法制課、経営監理課、人事・給与課、健康福祉総務室、地域保健課 ※3 会議出席課:企画政策課、経営監理課、健康福祉総務室、地域保健課、総務法制課、職員課、財務課、公園課、開発調整課、建築審査課							

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(12/6)

<基礎調査の実施について>
 ○(財政課長)基礎調査では何を行うのか。
 →(生活衛生課長)基礎調査の中には、地盤調査や測量の他、基本計画に定める事項の一部についての作成支援も含まれている。
 →(財政課長)基本構想・基本計画の段階で麻布大学への整備を決定するのか。
 →(生活衛生課長)麻布大学側が、年度内のうちに市へ敷地を提供することを、来年6月を目途にどの場所に整備するかを決定するスケジュールであることを確認している。最終的には基本構想・基本計画の中で整備地を示していくが、最有力候補地として基礎調査を行い、検討していくものである。
 →(財政課長)基本構想・基本計画の策定公表を年度末に行うにもかかわらず、その前に麻布大学に整備することを前提に基礎調査を行うことになり、整合が取れない。基礎調査は令和8年度からとすれば整合が取れる。
 →(生活衛生課長)基礎調査等として、様々な要素を幅広く含む形で記載してしまっているため、切り分けて整理する。
 ○(政策課長)来年度予算に計上している基礎調査費については、基本設計にかかわる調査項目であれば令和8年度に送る必要があり、基本計画に必要なものであればもっと前に実施する必要がある。整理いただき、スケジュールを修正いただきたい。
 <麻布大学の敷地内に整備することについて>
 ○(経営監理課長)麻布大学の敷地内に整備する運営上の具体的なメリットを教えていただきたい。
 →(生活衛生課長)一例として、収容した動物の世話を学生が研修として行うことで、市としては財政的なメリット、大学側には教育の場となるメリットがある。
 →(経営監理課長)運営業務の一部を委託する検討はしているか。
 →(健康福祉総務室長)犬の収容についてはお願いをしているところであり、その他についてもこれから検討していく。
 →(経営監理課長)基本的には直営ということであるが、他自治体もそれが一般的なのか。
 →(生活衛生課長)なかなか譲渡が進まない犬猫を収容していることもあり、事業効果を得られにくいことから、直営が一般的である。清掃といった部分的なものを委託している自治体はある。
 ○(経営監理課長)運営手法については基本計画の中で方向性が整理されるのか。
 →(健康福祉総務室長)そのとおりである。
 ○(人事給与課長)麻布大学の敷地は、建築基準法上で問題はないのか。
 →(生活衛生課長)現状でも畜舎等が建っているのだから、問題ないと思う。
 ○(シニアプロモーション戦略課担当課長)麻布大学に畜舎があるとのことであるが、現在も犬も扱っているのか。鳴き声などもあるのか。
 →(生活衛生課長)扱っている。鳴き声の近隣への影響は詳細を把握していない。
 <麻布大学との調整について>
 ○(アセットマネジメント推進課長)麻布大学と調整する中で、求められる機能によっては、今想定している必要面積より増え、建築費が上がる可能性も出てくると思われる。建築費が10億円を超える場合には他の手続きも生じてくるため、そうしたことも想定に入れて議論を進めていただきたい。
 また、地域施設であるため、事前協議が必要な施設となる。必要な機能等、調整させていただく。
 ○(アセットマネジメント推進課)最短で年内に庁議が終了するが、麻布大学の決定は1月という話である。先に市側が決定を行ってよいのか。
 →(生活衛生課長)麻布大学と調整しているため、この内容が外部に出ていくことは問題ない。
 <人工・財源について>
 ○(人事給与課長)供用開始後の令和11年度の3人工は、直営で3人という意味か。
 →(健康福祉総務室長)生活衛生課の動物愛護管理班にプラス3人を考えている。
 ○(人事給与課長)事案調書の財源について、寄附1千500万円とは何か。
 →(生活衛生課長)クラウドファンディングを予定しているものである。豊橋市が同手法で1千200万円集めている実績がある。
 ○(シニアプロモーション戦略課担当課長)基本設計と実施設計については、それぞれ1年かかるのか。
 →(生活衛生課長)一部詰めることも可能であるが、国庫支出金を確保するためにはこのスケジュールとする必要がある。
 ○(政策課長)整備費用試算で、市債の充当率80%として想定しているが、どのメニューでもない数字である。様々なメニューがあるが、実際に存在する充当率で試算するべきと考える。
 →(生活衛生課長)修正する。
 <その他>
 ○(総務法制課長)「動物に関する教育活動」を相模原市はしていないと記載されているが、教育活動を全くしていないわけではないと思うので、例えば、「動物にふれあう教育活動」とするなど表現を工夫いただきたい。
 →(生活衛生課長)検討する。
 ○(総務法制課長)資料中、取組が不十分といった説明があるが、さらなる醸成が必要といったように、プラスにとらえた表現がよいと考える。
 →(生活衛生課長)検討する。
 ○(総務法制課長)猫の一時保護施設の場所は非公開であるため、場所は伏せた方がよいのでは。
 →(生活衛生課長)検討する。
 <<原案を一部修正し、上部会議に付議する。>>

令和6年12月9日 決定会議 資料

動物愛護センター設置に向けた 動物愛護行政の基本的な考え方について

健康福祉局 保健衛生部 生活衛生課

- 本市の動物愛護行政の基本的な考え方について
- 動物愛護センターの設置及び設置に係る基本構想・基本計画を策定することについて
- 動物愛護センターを麻布大学に設置することを前提として、大学側と調整を図ることについて

動物愛護センター設置に向けた動物愛護行政の基本的な考え方

●これまでの経過

平成12年4月	保健所設置市へ移行
平成22年4月	政令指定都市へ移行 動物の愛護及び管理に関する条例制定
平成25年	神奈川県より、動物保護センターの再整備に伴う共同設置運営の提案
平成27年1月～	動物愛護センター整備検討ワーキング会議（全6回）
平成28年2月	
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会陳情『動物愛護センター』の早期設置を求めることについて採択 ・市長決裁（（仮称）動物愛護センター整備の方向性について） ・神奈川県に対し、動物愛護センター整備について、市内単独設置の方向性とする旨回答
平成29年度～	整備検討会議設置
平成30年度	
令和4年11月	「動物愛護管理行政の今後について」決定会議承認 動物愛護管理行政を体系的に整理し、収容頭数の減少や譲渡促進、関係機関との連携など、包括的に動物愛護管理行政を推進する
令和5年度	動物愛護センター機能の検討（R5～R7） 「猫の一時保護施設」の運用を開始
令和6年度	「猫の一時預かりボランティア制度」の導入 多頭飼育届出制度の条例改正（R7.4施行）

●動物愛護行政を取り巻く状況の変化

<動物愛護管理に関する国の動き>

○改正動物愛護管理法（令和元年）

- 動物愛護管理センターの果たすべき機能を明示
- ①動物取扱業の登録・届出と動物取扱業者の監督
 - ②動物の飼養者・保管者への指導・命令等と立入検査
 - ③特定動物の飼養・保管の許可・監督
 - ④犬・猫の引取り・譲渡し等
 - ⑤動物愛護管理に関する広報・啓発活動
 - ⑥その他動物愛護・適正飼養のために必要な業務

○人とペットとの災害対策ガイドライン(平成30年)

- 近年の大規模災害の対応例等を掲載。
各自治体が地域ごとに必要とする人とペットの災害対策のガイドライン
災害時のペットの取扱いの共通化

<社会的背景>

- ・猫の飼育頭数は全国的に増加傾向
- ・ペットと飼い主の長寿命化による飼育困難者増加のおそれ

●課題

県に依存した狂犬病予防行政の体制

- ・狂犬病発生時の体制は県の協力を前提※としており、抑留所及び病性鑑定について体制が整っていない ※ 保健所設置市移行に伴う県との覚書

災害時のペットに係る対応が必要

- ・災害時の放浪動物を一時収容する施設が必要
- ・被災時早急に持ち出せるペット用品の備蓄が必要

県に依存した犬等の収容体制

- ・県に委託をしないと犬等の長期収容ができない

収容した猫の譲渡の機会を増やせないこと

- ・収容猫の譲渡のための常設会場がない
- ・移動式譲渡会は動物への負担や事務負担が大きき、譲渡の機会に限られる

動物愛護ボランティアの高齢化と担い手不足

- ・動物ボランティアの育成・支援が必要
- ・市から市民への直接譲渡の推進が必要

動物愛護精神の更なる醸成が必要

- ・動物を飼っていない市民等への動物愛護の啓発が必要
- ・将来にわたっての収容数の低下や譲渡促進、適正飼養の普及啓発のためには、広く市民への動物愛護精神の醸成を進めることが重要

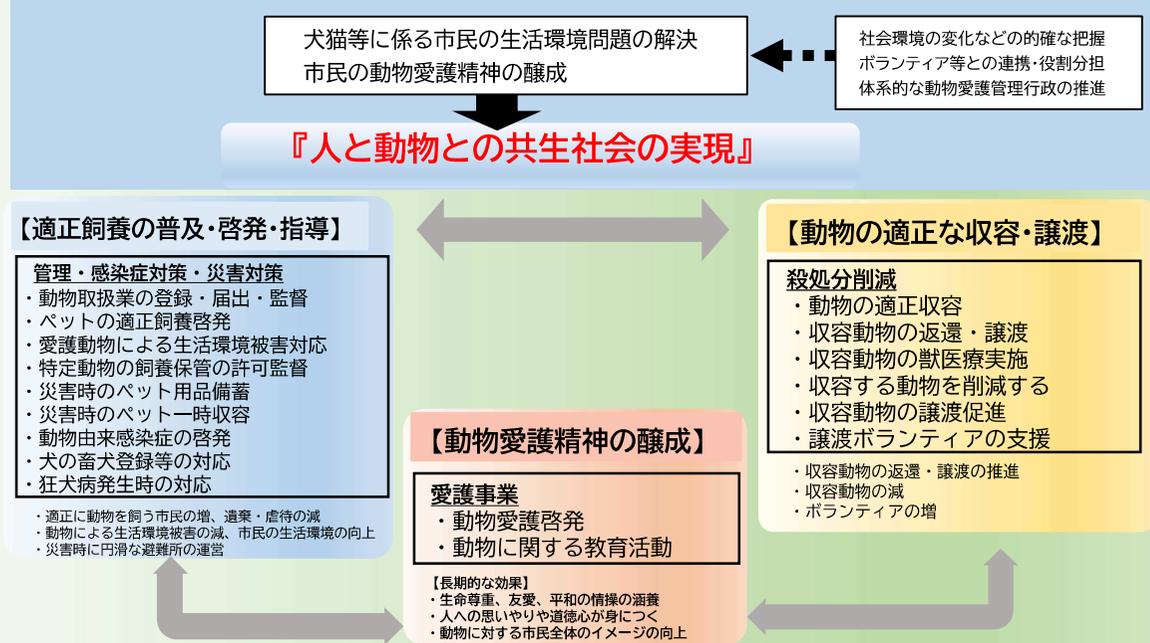
地域拠点の不在

- ・改正動物愛護管理基本指針で示されている動物愛護やペットの災害に関する地域拠点が不在

動物愛護センター設置に向けた動物愛護行政の基本的な考え方

1 機能について

「人と動物との共生社会の実現」を目指すため、本市に必要な動物愛護行政としての機能を「適正飼養の普及・啓発・指導」、「動物の適正な収容・譲渡」、「動物愛護精神の醸成」の3本の柱ごとに検討・整理した。



2 機能の果たし方

- ・動物の安定的な収容と返還・譲渡の推進や殺処分の減少に必要な機能に加え、その根幹をなす市民の動物愛護精神の醸成を図る機能を備えた動物愛護行政の拠点となる施設（＝動物愛護センター）を設置し、動物愛護行政機能を果たしていくものとする。
- ・麻布大学、獣医師会、動物愛護ボランティアなどの関係団体との良好な関係を継続し、民間協力や委託の可否を検討することにより、効率的・効果的に動物愛護行政の推進に取り組んでいくものとする。

3 今後の取組

基本的な考え方に基づき、動物愛護センターの早期設置に向けてR7年度中に基本構想・基本計画を策定する。
今後の方向性とスケジュール(案)

年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
取組	基本的な考え方	基本構想・基本計画	基本設計	実施設計	整備工事	竣工
計画上の位置付け	動物愛護センター機能の検討	総合計画推進プログラム「動物愛護管理事業」 動物愛護センター整備に向けた検討				

※ 当初予算編成に合わせて改訂予定

3 麻布大学との連携について

「さがみはら動物愛護と動物福祉の推進研究会」での内容

「さがみはら動物愛護と動物福祉の推進研究会」

〈経緯〉

麻布大学及び(一社)相模原市獣医師会が設置(令和6年7月)

市の助言を受けながら、主に次の点について議論

- **産学官連携による動物愛護センター**の設立・運営の可能性の模索
- ペットを通じたまちの魅力づくりに向けた課題解決
- 収容動物の教育・研究等、更なる連携の可能性の研究

令和6年11月(第3回の研究会)

- 大学が**用地を提供することも考えている**
- 大学内の設置を前提に検討が進むのであれば、**動物愛護センター設置までの数年間は、犬の長期収容委託を受託することも考えたい。**(譲渡機能は担えない。)

動物愛護センターを麻布大学に設置することによる効果

市への効果

- 官学連携によるイメージアップ・話題性(全国2例目、政令市初)
- 動物の収容管理への大学の協力
- 市民への発信力
- 動物愛護事業や地域課題の解決のための専門家の助言
- 動物愛護行政の拠点として啓発機能等の向上
- 災害時の動物救護に係る連携
- 交通アクセスが良く市民、ボランティア等が訪れやすい
- 市獣医師職の資質向上

大学への効果

- 官学連携、地域連携によるイメージアップ・話題性
- 学生への実践的な動物の取扱いや管理等を学ぶ機会の提供(教育プログラムへの活用)
- 地域や子供に対する動物に関わる教育の公と連携した実施(動物に関する興味、好奇心、創造性の育成)
- 専門的な知識やノウハウを生かした社会貢献

課題

- 公共施設としての持続性を確保(賃貸借に係る契約内容の調整)

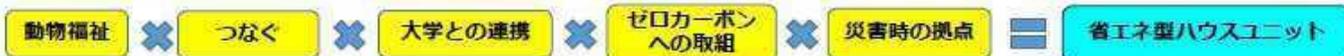
北海道と酪農学園大学の連携例

（仮称）北海道動物愛護センター（基幹センター）の建設について

道では、令和6年度までに道内4力所に動物愛護管理センターを順次配置することとし、本年4月から犬猫の引取りや譲渡などの業務を開始したとありますが、犬猫の収容能力の向上や、災害等発生時における対応などを含めた、道内全体のセンター運営の総合調整を担う「基幹センター」を道央地区（酪農学園大学キャンパス内）に建設します。



基幹センターの概要・目指す姿 「北海道における動物愛護管理業務のあり方」（令和3年10月）をふまへ



- ▶ 高密度・高断熱であり、太陽光発電、蓄電システムにより二酸化炭素の排出を抑え、停電等緊急時にはエネルギーを自立的に供給できる「ハウスユニット」を導入します。このユニットを複数連結させ、平時は通常のセンターとして使用しますが、災害発生時はユニットの一部を切り離して被災地へ移設し、現地の電力供給がストップした状況でも、被災動物の保護・収容などの対策拠点として機能します。
- ▶ 酪農学園大学キャンパス内にセンターを建設し、獣医療、動物福祉に関する連携・協働を図ります。
- ▶ 人と動物が共生する社会の実現に向け、様々な関係者や道民との環をつなぎ、動物の命をつなぐ活動拠点を築きます。



※整備費の一部は環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業）を活用しています。

実現すれば、
全国2番目の例

取組の効果

- 収容施設での動物の世話や収容動物の不妊去勢手術、身体検査
- 収容施設における動物福祉の確保の研究
- 学生ボランティア派遣
- 公務員獣医師等の人材育成 等

4 参考比較（土地の特性）

	麻布大学敷地	猫の一時保護施設	相模原総合高等学校跡地
区域	第一種住居地域 (3,000㎡未満の畜舎が建設可能) 建ぺい率60%、容積率200%	市街化調整区域 (畜舎が建設可能) 建ぺい率50%、容積率100%	市街化調整区域 (畜舎が建設可能) 建ぺい率50%、容積率80%
交通の利便性	◎ 駅から徒歩約5分～10分	○ 駅からバス約20分	○ 駅からバス約20分
周辺住宅	◎ 周辺に数件住宅地があるが、獣医 大学敷地内に同様の畜舎が既にある ため、理解が得やすい	○ 南側周辺に数件の住宅地あり	○ 北側周辺に数件の住宅地あり
課題	土地の賃貸借契約の調整が必要	整備前に、猫の一時保護施設の解 体工事が必要	県からの引き渡し完了（R10予定） まで整備不可

動物愛護センターの設置場所に求められること

- 建築基準法の用途に適合した「畜舎」が建設可能な地域であること
- 交通の利便性がよいこと（啓発活動、譲渡の機会を増やすため）
- 災害時の拠点として、水害等にさらされない立地であること
- 動物の鳴き声やにおいに配慮する必要がある、周辺の住宅等が少ないこと

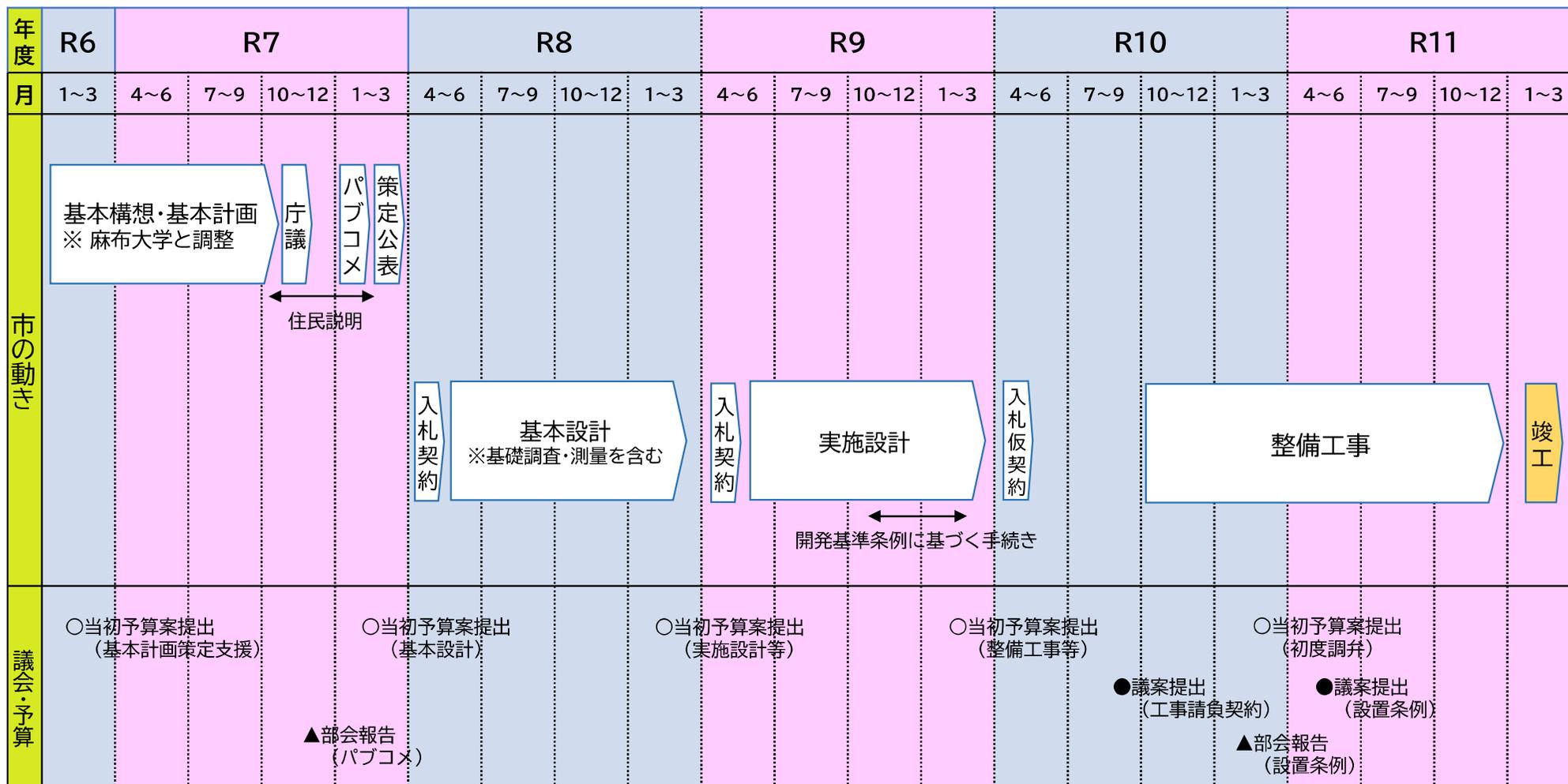
4 参考比較（課題の解決）

	麻布大学敷地	猫の一時保護施設
県に依存した狂犬病予防行政の体制	◎ 抑留所、解剖室、検査室の設置	◎ 抑留所、解剖室、検査室の設置
災害時のペットに係る対応が必要	◎ ・ペットの一時収容と必要物品の備蓄 ・締結している動物救護に係る協定に基づく連携	○ ・ペットの一時収容と必要物品の備蓄
犬猫等の収容が困難	◎ (整備まで) ・犬の収容を委託できる可能性 (整備後の飼養管理) ・大学、学生の協力を得られる可能性	△ (整備まで) ・犬の長期収容ができない (整備後の飼養管理) ・直営又は委託により行う
動物愛護ボランティアの高齢化と担い手不足	◎ ・学生など若い世代のボランティアの育成 ・アクセスが極めて良く、市から市民への譲渡促進によるボランティアの負担軽減	○ ・比較的アクセスが良く、市から市民への譲渡促進が期待
収容した猫の譲渡の機会を増やせないこと	◎ ・市民の求めに応じた常時譲渡	◎ ・市民の求めに応じた常時譲渡
動物愛護精神の更なる醸成が必要	◎ ・教員等からの助言による効果的な啓発	○ ・動物愛護の拠点としての啓発
地域拠点の不在	◎ ・専門家、地域等の多様な関係者の参画・協働	○ ・多様な関係者の参画・協働への活用

5 基本構想・基本計画の策定

まとめ

- 麻布大学の構内に動物愛護センターを整備することにより、**現状の課題を解決できる**とともに、**事業効果に優れた運営**が期待できる。
- 基本構想・基本計画を検討するにあたり、麻布大学と調整を図る。



5 基本構想・基本計画の策定

基本構想・基本計画での取組予定

ア 整備地の決定

【整備地の条件の例】

- ・ 建築基準法の用途に適合した畜舎が建設可能な地域
- ・ 愛護啓発、愛護教育を行うため交通の便がよいこと

等

イ 必要な機能に対する施設規模

【施設規模の検討例】

- ・ 適切な動物収容、災害時の緊急収容等に対応できる規模

等

ウ 整備手法

【整備手法の検討例】

- ・ 他施設の複合化や共用可能性

等

エ 多様な主体との連携

【多様な主体との連携検討例】

- ・ 動物愛護ボランティア、獣医師会、麻布大学、動物関連企業等と連携した啓発や教育事業

等

オ 今後のスケジュール

参考 整備費用試算

概算事業費の試算

項目	事業費 (千円)	試算単価 (千円/㎡)	内訳				
			国庫支出金	市債	寄付金	一般財源	
基本構想・ 基本計画	担当課作成	0	—	0	0	0	0
	基本計画策定 支援委託	8,000	業者見積	0	0	0	8,000
基本設計	23,000	業者見積	11,500	0	0	11,500	
実施設計	42,000	業者見積	21,000	18,900	0	2,100	
建設工事	820,000	820 直近同規模他自治体 事例平均	0	724,500	15,000	80,500	
初度調弁	80,000	直近同規模他自治体 事例参考	0	0	0	80,000	
総事業費	973,000	893	32,500	743,400	15,000	182,100	

【延床面積】
新施設:1,000㎡ 想定

想定年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合計
事業内容		基本構想・基本計画 基本計画策定支援	基本設計	実施設計	整備工事		供用開始
事業費	0	8,000	23,000	42,000	410,000	490,000	973,000
国庫支出金	0	0	11,500	21,000	0	0	32,500
市債	0	0	0	18,900	369,000	355,500	743,400
寄付金	0	0	0		0	15,000	15,000
一般財源	0	8,000	11,500	2,100	41,000	119,500	182,100

【国庫補助金】

動物収容・譲渡対策施設整備費補助金
(補助率1/2 R6予算174,000千円 単年度事業のみ)
内容で分離できれば使用可能だが、
年度を跨ぐ初年度のみ利用可能

【市債】

以下のいずれか、または面積割で使用

- ・地域活性化事業債(充当率90%交付税措置率30%)
 - ・緊急防災・減災事業債(充当率100%交付税措置率70%)
- R7以降延長されれば活用を検討

・一般事業債一般単独事業債(充当率75%) ⇒本試算では90%市債で設定

事案調査書(決定会議)

審議日 令和6年12月9日

案件名	木質バイオマスボイラーの導入に係るチップの供給について					
所管	環境経済局		部	ゼロカーボン推進課	担当者	内線

事案概要

令和4年度に事業化を決定し、導入に向けた取組を進めてきた木質バイオマスボイラーについて、燃料となる木質バイオマス(チップ)の供給に関する体制等の整理の目的があったことから、関係各課へ説明、共有し、今後の取組について審議するもの。

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	○チップの供給スキームの決定について
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	脱炭素社会の実現に不可欠な二酸化炭素排出量の削減 木質バイオマスの更なる利活用の促進に向けた普及啓発				
	効果測定指標				施策番号	33
		R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標					

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施 内容		庁内調整		バイオマスボイラーによる いやしの湯の運営			
		ボイラー設置工事					
		チップの貯木、加工場整備	試運転(R7.11) 本稼働(R8.1)				
			チップ化				

○事業経費・財源 (千円)									
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
事業費		150	35,870						
うち任意分									
特財									
国、県支出金		0	5,133						
地方債									
その他									
一般財源		150	30,737	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		150	30,737	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）								
税源涵養 (事業の税収効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)									
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工※	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○									
									
				○		○			
日程等 調整事項	条例等の調整	その他	議会提案時期		報道への情報提供		なし		
	パブリックコメント	なし	時期	議会への情報提供		なし			
事前調整、検討経過等									
調整部局名等	調整内容・結果								
関係課長打ち合わせ会議	日時：令和6年11月18日（月） 場所：会議室棟第1会議室 出席者：政策課長、(欠)みんなのSDGs推進課、財政課長、アセットマネジメント推進課長、(代)公共建築課、地域経済政策課長、(代)森林政策課、(代)津久井地域環境課長、(代)津久井土木事務所、緑区役所区政策課長、ゼロカーボン推進課長								
備考									

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (12/6)

【課題について】

○(アセットマネジメント推進課長)資料P8に記載の課題に「神奈川県の間伐材搬出補助金が無くなった場合のチップ単価上昇への対応」とあるが、この場合でも採算分岐点は超えない想定か。
→(森林政策課長)補助金がなくなった場合超えることが想定されるが、県において令和9年度以降も何かしらの補助メニューが存続することを想定している。
→(ゼロカーボン推進課長)令和4年度の庁議においても補助金を見込んだコスト計算で意思決定をしている。チップ供給事業者は仮に補助金が無くなった際には、チップ単価を上げることで対応してくるため、現在の灯油代を上回ってきた際にいやしの湯の指定管理者がどう判断するかは課題としてとらえている。

【防草シートについて】

○(財政課長)防草シートが必要な理由は。
→(ゼロカーボン推進課長)現状は、地域住民が無償で除草しているが、貯木用地として利用が開始されると繁茂する場所でもあるため、都度除草委託が必要になると想定している。その際は、除草委託費もチップ単価に上乗せとなるため、比較検討の結果、除草シートの敷設による対応とした。なお、防草シートは10年程度の耐用年数があり、敷地も暫定利用ではあるが年単位での長期間で地域とは合意している状況である。

【ロノ沢駐車場の現状について】

○(経営監理課長)ロノ沢駐車場は地域では現状使用していないということか。
→(森林政策課長)地域のイベントや自転車レースなどで使用していたが、コロナ禍以降はヘリポートの不定期使用がある程度である。

【事業の考え方について】

○(経営監理課長)令和4年度の庁議では、いやしの湯に限定したバイオマスボイラーの導入であったと承知しているが、現在は限定しない方針か。
→(ゼロカーボン推進課長)そのとおりである。まずはいやしの湯への導入を進めるが、脱炭素の考えに基づき、将来的には津久井産材木に加え剪定枝の活用なども含め、他の施設での活用も検討するものと考えている。

【工事について】

○(経営監理課長)資料P7のスケジュールについて、バイオマスボイラーの工事自体は、いつから始まるのか確認したい。また、貯木場の整備はいつ実施予定か。
→(ゼロカーボン推進課長)令和6年度に設計して、令和7年度から工事開始となる予定である。なお、工事はいやしの湯の中規模改修の中で実施する予定である。貯木場の整備については、今年度から簡易フェンスや防犯カメラの設置など開始する予定である。

【剪定枝の活用について】

○(政策課長)将来的な費用対効果では、津久井産材木に剪定枝を加えることで調達コストも下がり、灯油代の値上がりなども考慮すれば成立するものと想定できるか。
→(ゼロカーボン推進課長)津久井産材木で賄おうとすると県補助金の有無は課題だが、将来的に調達コストが低い剪定枝を使えば課題は小さくなる。剪定枝の活用に向けては課題もあるので引き続き検討していきたい。

<<原案のとおり上部会議に付議する。>>

木質バイオマスボイラーの導入に係る チップの供給について

令和6年12月9日 決定会議

環境経済局 ゼロカーボン推進課

チップの供給に関するこれまでの取組経過

◆ 令和4年度

令和4年11月 8日 調整会議において上部会議へ付議することとなった。

令和4年11月14日、12月16日 決定会議において事業の実施について承認。

⇒ この段階においてはチップの供給に係る場所の選定等はしておらず、木質バイオマスボイラーの稼働に向けて、ハード整備に併せてチップ供給のための貯木場やチップ製造場所を調整し、供給体制を整備する必要があることとなった。

◆ 令和5年度

市や林業事業者で候補となる土地を十数カ所リストアップし、貯木場やチップの製造が可能かどうかを現地調査などを行い確認

⇒ 候補に挙がった土地は、貯木とチップの加工が同時に行える可能性がある土地ではあったが、当該地からいやしの湯までのアクセスに難があることや、土地所有者の都合による課題などがあり、この段階では、候補に挙がった土地の活用は困難とした。

◆ 令和6年度

貯木場やチップの製造場所の確保が難しい状況が続いていたことから、市内でチップを既に製造している事業者がいる情報を基に、そのチップの活用について検討

⇒ いやしの湯への供給量については問題ないことを確認したが、チップ単価が高額なことやチップの乾燥に伴う経費が高いことから、事業実施に向けてチップ購入によるスキームは現実的ではないことを確認。

新たにチップ製造の可能性がある土地(ロノ沢駐車場での貯木、加工)について検討

⇒ 搬入先のいやしの湯に近く、また、市有地の活用によるコスト低減等、事業化の可能性がある場所であるため、活用に向けた検討、関係機関との調整等を行った。

チップの貯木+加工場について

◆ 貯木場・チップ加工場

- 所在地番: 緑区青根982番外(ロノ沢駐車場)
- 所有形態: 相模原市(行政財産、駐車場)
- 使用面積: 約2,300㎡
- 土地使用に係る経費は、チップ単価に転嫁
- 宮ヶ瀬ダム建設に伴う地元補償施設であり、いやしの湯にもつながりが深い
青根地域振興協議会が維持管理を行っている。



チップの供給スキームについて【本日の論点】

◆ チップの供給スキーム



◆ 財産管理上の整理について

- ① 当面の間、いやしの湯の事業用地(燃料:木質チップ加工場)として使用承認。
- ② いやしの湯指定管理者と林業者、チップ加工業者等が売買契約等を結びチップ化を実施。

◆ チップ単価について

- 令和4年度の庁議においては、採算分岐点は27,700円/tとされていた。
- 今回提示しているスキームでは、原木・運搬・加工・施設増設に伴う経費や各調整費用などを考慮し、現状、約20,000円/t前後で着実にチップ調達が可能。

イニシャルコスト

	R6経費(千円)	R7経費(千円)	備考(特定財源等)
チップ供給体制整備費			
防音壁	—	7,000	
チップ運搬用コンテナ	—	8,470	地域脱炭素移行・再エネ推進 交付金(2/3)(5,133千円)
防草シート(斜面地保護用)	—	17,500	
その他 (R6:簡易フェンス、防犯カメラ R7:台貫)	150	2,900	
小計	150	35,870	

※R6経費は、予算執行残額の流用等により費用を捻出する。

※R7予算要求における要求上限額(7次経費)として、防音壁の経費36,170千円を計上している。

【参考】バイオマスボイラー整備等			
設計費(繰越明許)	15,879	—	
水路補強工事(継続費)	5,959	8,938	
ボイラー設置工事	—	50,900	
ボイラー設置電気設備工事	—	16,038	
ボイラー設置機械設備工事	—	232,012	
小計	21,838	307,888	
合計	21,988	339,258	

R4庁議との主な相違点

[令和4年庁議時点]

[現在]

事業用地

事業用地が見つからない場合は、津久井クリーンセンターを活用
また、市で貯木場を用意する必要性が生じる可能性がある。

事業用地(貯木場・加工場):ロノ沢駐車場
⇒市有地の有効活用及びコスト削減の実現

イニシャルコスト

・防音壁の設置:36,170千円

R6経費 150千円
R7経費 35,870千円

⇒防音壁の見直し、ロノ沢駐車場に適した備品等の整備によりコスト削減を図る。

ランニングコスト

15,400円/t

20,000円/t前後(現時点)

⇒原木調達価格の上昇、物価高騰・人件費高騰などによる影響

スケジュール・役割

	担当課	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 4～9	R7年度 10～3		
意思決定	ゼロ課 (SDGs課)	10/19気候変動部会 11/8 調整会議 11/14 決定会議 11/17 SDGs本部会議 12/16 決定会議		11/18関係課長 打ち合わせ会議 12/6調整会議 12/9決定会議				
予算要求	緑区政課 ゼロ課	設計費予算要求	工事費 予算要求	防音壁等 予算要求				
交付金	ゼロ課	重点対策加速化事業の計画書提出	内示、交付申請、各種調整	内示、交付申請、各種調整	内示、交付申請、各種調整			
ボイラー設置場所	緑区政課 公共建課	測量結果等に基づく設置場所案の決定 指定管理者等との調整						
チップ(木材)確保	森林課 ゼロ課	林業者との調整、貯木場確保		チップ用原木貯木				
加工場調整等	森林課 ゼロ課	加工場の検討、条件整理、各種調整				チップ生産		
チップ供給にかかる物品等	ゼロ課 森林課 緑区政課				調達			
ボイラー工事	緑区政課 公共建課		設計	入札・契約	製造・建屋 工事等	設置	試運転	稼働
中規模改修工事	緑区政課 公共建課		設計	入札・契約	工事	休館	営業	

今後の課題

継続的に検討する課題事項

- チップの貯木、加工場等の確保、将来のバイオマス供給拠点の整備等
- いやしの湯以外への木質バイオマスの活用
- 神奈川県の間伐材搬出補助金が無くなった場合のチップ単価上昇への対応
- 将来的な剪定枝の有効活用

参考

(令和4年度庁議資料)

※目標値等、一部時点修正などを行っています。

いやしの湯 施設概要

名称	青根緑の休暇村いやしの湯
所在地	緑区青根844
指定 管理者	一般社団法人青根振興協議会 (R6.4.1~R11.3.31)
年間 利用者数	90,461人 (R5)
収支	▲10,276,371円 (R5)
現状の ボイラー	灯油ボイラー4基 (2005年設置)



令和4年度の庁議（木質バイオマスボイラーの導入）

温室効果ガスの
排出量削減

エネルギーの
地産地消

- ◆ 2030年までの温室効果ガス排出量50%削減（2013年度比）に向けての再エネ設備の導入
- ◆ エネルギーを地域で生み出し消費することによる、地域内経済循環の創出

第2次相模原市地球温暖化対策計画

【脱炭素社会の実現に向けた主な取組】

取組の柱① 再生可能エネルギーの利用促進
→地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進
(自然的特性を生かしたエネルギー資源利活用策の検討)

さがみはら森林ビジョン

基本施策(4) 木材等の利活用の推進

①木材の利用拡大
→木材の多様な利用のための技術・商品開発の促進
(カーボン・オフセットは、低炭素社会へと転換する上で重要な手法の一つ)

令和4年度庁議（導入効果）

CO₂排出量削減

灯油ボイラーのみ：年間392t
灯油+バイオマス：年間 44t → **89%（年間348t）の削減効果**
（一般家庭約130世帯分）

ランニングコスト削減

灯油ボイラーのみ：年間17,312千円 → **38%（年間6,574千円）の削減**
灯油+バイオマス：年間10,738千円
（灯油価格110円/ℓ チップ価格15.4千円/tで積算）

エネルギーの地産地消

原木（C,D材）



神奈川県森林
組合連合会

大月バイオマス
発電所

市内で
チップ化

いやしの湯

第2次地球温暖化対策計画に掲げる「森林資源を活用した自然エネルギーの地産地消」を体現するとともに、**林業者の輸送コストの負担軽減**につながる

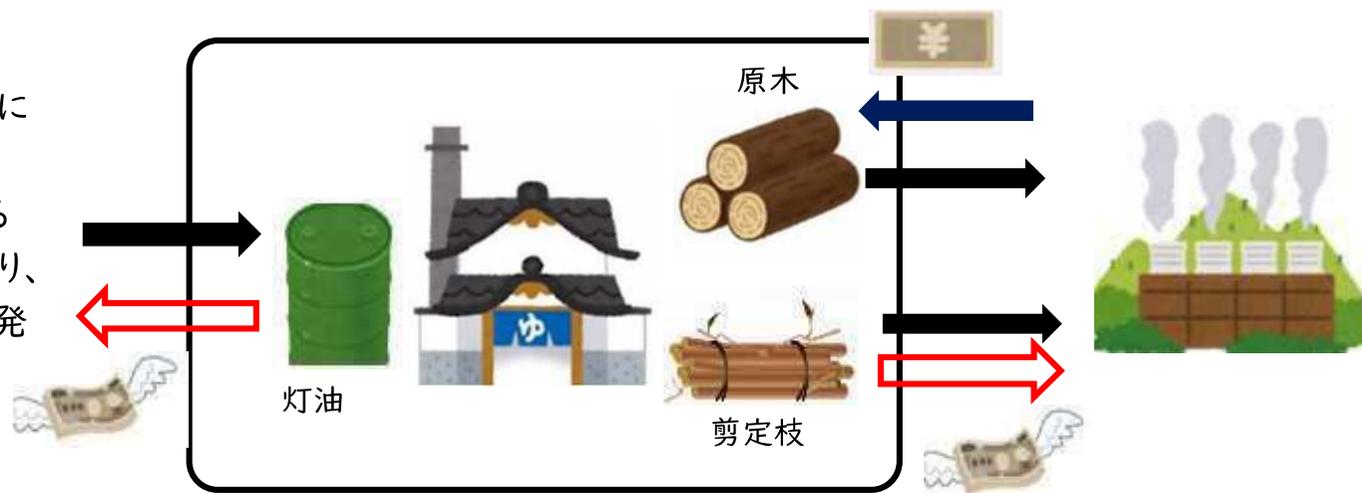
令和4年度庁議（エネルギーの地産地消）

○ 地域のエネルギーを地域で消費することで、域内で経済循環が生まれ、コスト以上の価値を生み出す。

現状

灯油を購入することで資金が域外に流出

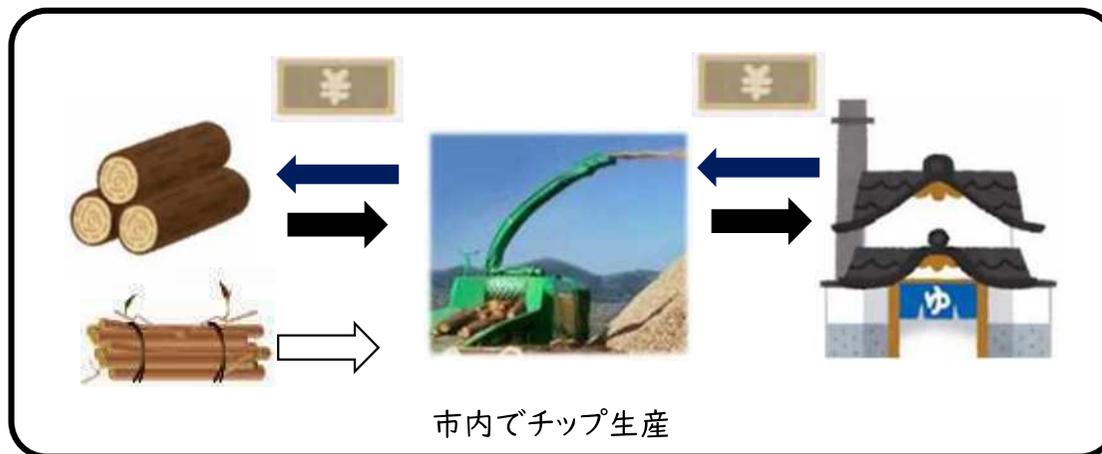
また、本市の地域エネルギーである木質バイオマスも域外に流出しており、特に剪定枝については処分費用が発生している。



目指す姿

地域エネルギーである木質バイオマスを地域で消費することで、資金が域内で循環し、剪定枝の活用が可能となれば処分費用の負担も軽減する。

※将来的にはいやしの湯以外の施設（改修の可能性のある緑の村休暇センター等）においてもバイオマスボイラの導入を目指す。



令和4年度庁議（チップの供給について）

◆ チップの素材である原木について

400KWのバイオマスボイラーを導入した場合の必要チップ量

▶ 年間531t

市内から搬出されたチップ素材（原木）の量（令和3年度）

▶ 年間1260t

○ 神奈川県森林組合連合会へのヒアリング

搬出補助金は、搬出した間伐材を県内で消費をすることが原則であることから、県森連で一度買い取り、大月のバイオマス発電所に販売する形を取っている。相模原市内で消費できるのであればそれが望ましい形であると考える。

○ 市内林業者へのヒアリング

間伐材を市内で消費することは好ましいことであり、市の事業としてバイオマスボイラーを導入するのであれば協力したい。

▶ チップの素材である原木について、バイオマスボイラーで使用する量を、さがみはら津久井産材で確保することが可能

令和4年度庁議（チップの供給について）

◆ チップの入手方法について

✕ ①神奈川県森林組合連合会からの購入

県内で唯一、バイオマスボイラーに使用可能な切削チップを生産する県森連に確認をしたところ、生産するチップは全て横須賀バイオマスエネルギーに販売しているため、いやしの湯への供給は不可。

✕ ②剪定枝等の活用

緑地整備等で排出される剪定枝のうち、チップの原料となる幹の部分は座間市の事業者がチップ化しているものの、バイオマスボイラーには使えない破砕チップであるため既存製品は活用不可。

✕ ③市で生産

市で原木を買い取りチップ化をする場合、チップ価格が27,000円/tを越える試算となるため、灯油ボイラーと同等のランニングコストがかかってしまう。

○ ④事業者が生産

市内でチップターの販売等を手掛ける事業者にヒアリングを行ったところ、**事業用地さえあれば、15,400円/t※での供給が可能とのこと。**

△ ※神奈川県の間伐材搬出補助金があることを前提としての価格であり、R9以降に補助金が無くなった場合、灯油ボイラーと同等のランニングコストとなる可能性がある。

令和4年度庁議（チップの供給について）

- ◆ 事業者がチップを生産する。なお、事業用地が見つからない場合、津久井クリーンセンターを事業用地として活用する。



- 原木を含水率を40%以下にした状態で持ち込む
- 含水率を下げるために一定期間（半年程度）天然乾燥させる必要がある



市で貯木場を用意する必要がある可能性がある

- 林業者から原木を買い取りチップを生産
- チップの生産は週1回、1時間程度を想定
- ※ いやしの湯に設置するサイロ及び津久井CCに置くコンテナで保管できる量を生産



令和4年度庁議（設置場所について）

◆設置場所

⇒右図のとおり

※懸念点

- ・ボイラー室への距離があり、エネルギーロスが生じる
- ・来客用駐車場を減らす必要がある

⇒懸念点はあるものの、他に適した場所がないことから当該地に設置。

◆バイオマスボイラーのサイズ

⇒115㎡（建屋、サイロの設置）

- ※コンテナユニットの設置とする可能性あり（15m×9m）
- ※実施設計の結果を踏まえて決定予定



事案調査書(決定会議)

審議日 令和6年12月9日

案件名	相模原駅北口地区におけるまちづくりの基本的な考え方について						
所管	都市建設	局区	-	部	相模原駅周辺まちづくり	課 担当者	内線

事案概要

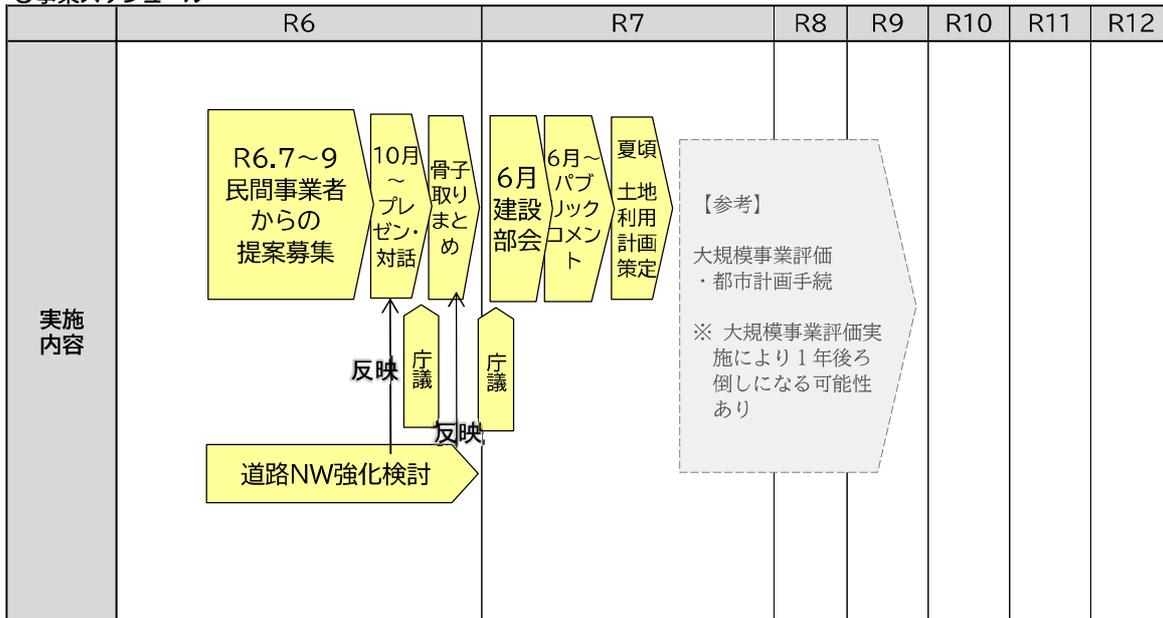
令和7年夏頃に策定予定の相模原駅北口地区土地利用計画の取りまとめにあたり、まちづくりの基本的な考え方を検討するもの。

審議事項 庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論	民間事業者からの提案等を踏まえ、市として取り組むべき課題を整理し、まちづくりに向けた考え方について諮るもの。
審議結果 (政策課記入)	○差し戻しとする。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	相模総合補給廠一部返還地のまちづくりを進めることにより、相模原駅周辺地区全体の発展の起爆剤となり、補給廠の全面返還の布石となることが期待できる。 また、国有地である当地区が国から民間事業者へ直接売却等処分される際、民間活力を最大限に生かすことができる。			
	効果測定指標	なし		施策番号	23
		R6	R7	R8	
	事業効果 年度目標	土地利用計画の検討 →民間事業者提案を踏まえ、土地利用計画骨子の取りまとめ	土地利用計画の策定	(参考) 事業経費の精査、 予備設計、 B/Cの算定 など	

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

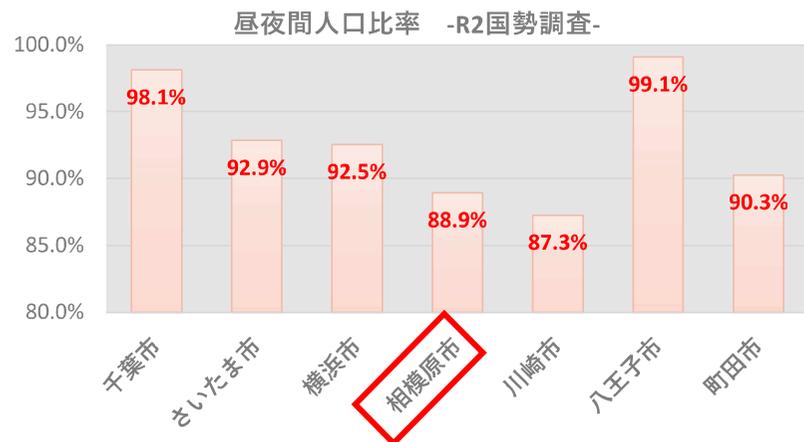


○事業経費・財源		反映							(千円)
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
事業費(費)		110,162	92,750	221,670	308,500				
うち任意分									
特財	国、県支出金								
	地方債								
	その他								
一般財源		110,162	92,750	221,670	308,500	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		110,162	92,750	221,670	308,500	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養(事業の税収効果)	国有地である当地区が民間事業者に対して売却されることにより、固定資産税等の収入が見込まれる								
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
実施に係る人工	A	5	5	7	7				
局内で捻出する人工※	B								
必要な人工	C=A-B	5	5	7	7	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○									
									
		○						○	○
日程等 調整事項	条例等の調整			議会提案時期			報道への情報提供	なし	
	パブリックコメント	あり	時期	R7.6	議会への情報提供	全協			
事前調整、検討経過等									
調整部局名等	調整内容・結果								
R6.12.6	相模原駅北口地区土地利用計画実務者会議(調整会議の代替として開催)で了承								
R6.12.6	相模原駅北口地区土地利用計画庁内調整会議で了承								
備考									

相模原駅北口地区におけるまちづくりの基本的な考え方

まちづくりの課題

昼夜間人口比率は指定都市20市中19番目で、近隣市と比較しても低く、賑わいも乏しい



取組方針

- ① 昼間人口の増加に向け、オフィスや研究所、学校等の立地を目指す
- ② 常時まちにぎわいを創出し、交流人口の増加を図る
- ③ 脱炭素型まちづくりを推進するとともに、特徴ある公共空間の創出など、顔となるまちづくりを目指す

留意事項

- 脱炭素に係る導入技術と官民連携の仕組みづくり
- 将来人口推計を踏まえた居住人口を想定
- 企業誘致や公共空間での交流促進、脱炭素化等に向けた手法として各種制度の活用も検討
- 土地利用に合わせた周辺道路ネットワークの構築（対象事業や車線数の検討）
- スタジアムは稼働日以外(年間260日程度)の賑わい創出や道路・鉄道等交通への影響、脱炭素化、収支採算性、国有地処分にあたっての制約
- 近年の物価高騰や建設業界における人材不足を踏まえた実現可能性を考慮
- 多額の投資に対する効果の精査
- 財政の平準化（他のプロジェクトとのバランス）

取組方針を踏まえた

土地利用計画図作成の考え方

□「昼間人口・交流人口の増加」「本市の顔となる特徴あるまちづくり」に対応

- 昼間人口：業務・研究等施設を配置

※昼夜間人口比率の目標は今後検討

参考：昼夜間人口比率（88.94％）を1％上げるには、約7千人の従業員人口を確保が必要で、町田市の水準に達するには1.4％にあたる約1人の確保が必要

- 交流人口：駅前、地区中央、西側の既成市街地につながるそれぞれのエリアで交流を促す公共空間を配置
- 特徴あるまち：車道は主として地区の外周に配置し、地区内はゆとりがあり、歩きたくなる空間を中心に配置

□事業性や段階的整備の可能性を考慮して施設を配置

- 集客施設を地地区の東側に住宅を、西側と北側に業務施設を配置（一方で、業務系機能は駅に近いほうが好ましいとの意見もあり）
- 区の南側にまとめて配置することで道路ネットワーク整備後に導入することが可能

□公園等の公共用地と民間施設用地を一体的に活用できるオープンスペースを創出するとともに、脱炭素型まちづくりに資する設備を設置する立体都市公園制度の活用も視野に検討

□小田急多摩線の延伸に係る用地等を確保

1 令和7年度の国民健康保険税率について

【健康福祉局 国保年金課】

(1) 主な意見等

- (市長公室長) 予算編成に当たっての考え方として「2年連続して税率改定を行うことは被保険者にとって大きな負担となる」とあるが、今後の税率改定を検討する際、当該資料の解釈として本市は2年連続では税率改定しないと受け取られないか。
 - (国保年金課長) 2年連続で税率を上げることについて被保険者の負担増加は実態的な影響が少なくないと推察される中、極力2年連続での税率改定は避けたいという意図であり、2年連続の税率改定は行わない趣旨ではないため、表現方法を工夫する。
 - (国保年金課長) 他の保険と比べて被保険者の所得水準が低いという国保の構造的な課題を踏まえ、一定程度を基金等からの繰り入れることなども検討しながら、税率を設定していかなければならないと考える。
 - (財政局長) 今年度、税率を据え置いたことで、基金残高の減少につながり、来年度における税率改定の反動増とならないか。昨年度に税率を引き上げたことによる基金残高の持ち直しが見込めるのか。
 - (国保年金課長) 昨年度の改定により、持ち直しとなるかは分からない。
 - (財政局長) 不足額について、基金繰入の前に本来どの程度の改定率が必要であるかを議論すべきではないか。
 - (国保年金課長) 不足額の全部を税率改定で賄うと、約4～5%程度の改定率が必要となる見込みである。
 - (財政局長) 説明資料4ページに「約6.5億円の歳入不足」とあるが、赤字分を補填するように見えてしまわないか。
 - (国保年金課長) 国保が抱えている構造的な課題に対処するために一定程度の一般会計による支援が必要であると考え、基金からの繰り入れも制度的には認められている。
 - (財政局長) 県からの交付金額が最大になる約8億円の残高までを積み立てするという考え方を決めてしまうと、それ以上の不足額は赤字補填のように見えてしまうのではないか。
 - (市長公室長) 「一般会計から国保財政調整基金への積立の考え方について検討」も今回の審議対象にするのか。
 - (財政局長) その時々予算・決算の状況によって変動するため、毎年の積立額を確定することは難しい。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 調整会議の議論では、「確保を目標とする」という考え方であったため、そうした表現であればよいのではないか。
 - (国保年金課長) 資料を修正する。
 - (財政担当部長) 法定外繰入金の内容は何か。
 - (国保年金課長) 地方単独事業費分の繰入などである。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。
 - ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

2 動物愛護センター設置に向けた動物愛護行政の基本的な考え方について

【健康福祉局 生活衛生課】

(1) 主な意見等

- (総合政策・地方創生担当部長) 麻布大学と調整がついた段階で、合意協定などを交わす予定はあるか。麻布大学への設置を前提に基本計画策定業務に入っていくのであれば、何らかの取り決めや締結行為をしておく必要があると考える。
- (生活衛生課長) 麻布大学が理事会等で意思決定した際に、何らかの形で公表等をしていくことを想定している。
- (生活衛生課担当課長) 大学側では今年度中に理事会において、市の動物愛護センターへの大学用地の提供について決定し、令和7年6月頃に大学内の設置エリアを決定していくものと承知している。
- (市長公室長) 基本計画策定支援業務を令和7年度当初予算で要求しており、3月議会の審議の時点で大学側と調整がついていない状況になると思われるが、議会にはどのように説明していくのか。
- (財政局長) 本来であれば、大学側との協定等が締結された後に予算を出していくというのが通常ではないか。
- (生活衛生課長) 麻布大学での設置を前提に調整していく予定だが、麻布大学での設置ができない場合でも他の候補施設で同様のスケジュールで進めていきたい。
- (市長公室長) 資料上は麻布大学への設置を前提に見受けられるが、麻布大学でなくなった場合に、例えば犬の長期収容の課題はどのように対処するのか。
- (生活衛生課長) その場合、現在の犬舎を活用して対応していくしかない。
- (市長公室長) 麻布大学に設置を前提とした資料になっているため、大学と調整がつかない場合、再度庁議で意思決定をするのが妥当ではないか。
- (財政局長) 基本計画の策定経費を予算要求するのであれば、どの場所を念頭に置いているのかも問われると思うが、どのように説明するのか。
- (健康福祉総務室長) 当初予算に計上予定の基本計画策定支援にかかる経費は候補地にかかわらず必要になる経費である。候補地については最終的には基本計画の中で決定していくものである。また、基本計画策定前には、麻布大学に設置の調整がついた段階で何らかの協定締結等の意思決定をしていくものと考えている。
- (生活衛生課担当課長) 令和7年度の当初予算では、基本計画の中で候補地を決定するに当たっての土地利用計画図や施設整備検討図案の策定支援経費を計上している。
- (市長公室長) 候補地の決定に当たり、麻布大学以外の図面も作成するのか。
- (生活衛生課担当課長) 麻布大学以外作成する予定はない。1月又は2月の理事会で麻布大学として市への用地提供の意思決定を予定しているため、それを受けて基本計画では麻布大学を最優先地として検討を進めていく考えである。
- (財政担当部長) 基本構想・基本計画の策定におけるデータ整理などの策定支援とはどのようなものか。
- (生活衛生課担当課長) 市の動物愛護の現状や犬猫の頭数などの基礎的なデータ分析について自前でできる部分もあるが、一部委託に含めている。
- (財政担当部長) 整備図面案などは基本設計でできないのか。
- (市長公室長) 大学内のどのエリアに配置するかが決まっていないため、基本計画内で配置図などを決め、基本設計に結びつけていくということではないか。
- (財政局長) 予算要求の時期などは、個別に財政課と調整いただきたい。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。
- ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

3 木質バイオマスボイラーの導入に係るチップの供給について

【環境経済局 ゼロカーボン推進課】

(1) 主な意見等

- （総合政策・地方創生担当部長）いやしの湯の用地として使用承認というのはどういう意味か。
→（ゼロカーボン推進課総括副主幹）森林政策課が口ノ沢駐車場を所管しているので、事業用地として使用する緑区役所区政策課が申請し、森林政策課が承認する行政内部の手続きである。承認後は、いやしの湯の指定管理者が当該用地も事業用地として使用可能となる。
- （総合政策・地方創生担当部長）事業者が使うことに対する手続きは不要ということか。また、何かあった際には事業者には責任は生じないのか。
→（ゼロカーボン推進課総括副主幹）防音壁等は市の備品として購入するものなので、市が使うという扱いになる。また、チップ化する原木についても市が買い取る形になるので、事業者には責任は生じない。
- （緑区副区長）地域と調整した暫定利用期間の想定は。
→（ゼロカーボン・資源循環推進担当部長）具体的な期間で調整したわけではないが、暫定的という事で理解いただいた。地域で発生した木材のチップ化などにも有用という事でメリットを感じてもらっている。なお、バイオマスボイラーのいやしの湯以外の施設等への設置などの今後の展開や、将来的な間伐材や剪定枝などの活用も視野に入れ、場所を含めたあり方の整理を進める必要があると考えている。
- （財政担当部長）臨時ヘリポートとしても使用しているとのことだが、周辺に民家はあるのか。ヘリポートとして使用している場所に防音壁が必要なのか。
→（ゼロカーボン・資源循環推進担当部長）臨時ヘリポートと地域イベント用の敷地を残し、それ以外の敷地に貯木場とチップ加工場を設置するが、付近にも民家があり、チップ化に伴う騒音に対応するための防音壁が必要である。
- （財政局長）バイオマスボイラーの耐用年数は。貯木場の敷地は暫定利用とのことだが、バイオマスボイラー稼働中は設置し続ける必要があるという事で良いか。
→（緑区副区長）耐用年数は10～15年程度と承知している。
→（ゼロカーボン・資源循環推進担当部長）いやしの湯のバイオマスボイラーについては、この敷地でチップ供給をしていきたいと考えており、貯木する場所とチップ化する場所を別の場所にすることでコストが高くなることから一団の敷地で実施することとした。
- （財政局長）防音壁の詳細な設置箇所は。
→（ゼロカーボン・資源循環推進担当部長）付近の民家への音漏れをできるだけ防げる位置に設置する。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

4 相模原駅北口地区におけるまちづくりの基本的な考え方について

【都市建設局 相模原駅周辺まちづくり課】

(1) 主な意見等

- (市長公室長) 案件名が「相模原駅北口地区におけるまちづくりの基本的な考え方について」となっているが、これまでの庁議において示されたスケジュールでは、今回は「土地利用計画骨子の基本的な考え方」を諮るものではないのか。今回の決定会議において、どのような位置付けなのか改めて説明いただきたい。
 - (リニア駅周辺まちづくり担当部長) 骨子という形としては、まだ取りまとめきれておらず、今回は、その前段としてまちづくりの基本的な考え方を諮りたい。
 - (市長公室長) そうだとすると、今月中にもう1度骨子の基本的な考え方を決定会議に付議するのか。スケジュールに大きく影響する部分である。また、審査・検討委員会も今月は開催しないのか。今回の審議内容が異なるのであれば、元のスケジュールで進めることは厳しいのではないのか。
 - (相模原駅周辺まちづくり課長) 難しいと思うが、まずこの柱となる基本的な考え方の方向性を諮った上で、次の作業に進みたいと考えている。
 - (市長公室長) これまでの説明から、12月の下旬には骨子がまとまるという認識であり、スケジュール変更については別途必要となる。その上で、本日の事案について、質問や意見を伺いたい。
- (総合政策・地方創生担当部長) 今後想定される戦略会議も今回の資料で付議するのか。
 - (財政局長) そもそも話として、今回の提案はスケジュールにはなかった部分であり、戦略会議まで必要となるのか。
 - (リニア駅周辺まちづくり担当部長) この資料で、まず基本的な考え方に対する意見を伺いたい。
 - (市長公室長) 取組の流れでは、3月下旬に骨子の取りまとめとなっており、夏頃に土地利用計画の策定となっているが、このスケジュールに変更が生じないのであれば、12月下旬の骨子素案は無理にこだわる必要はないのではないのか。今度予定してる戦略会議の時間は開催せず、内容を説明して意見交換の場を設ける方がよいのではないのか。
 - (リニア駅周辺まちづくり担当部長) この取組方針については、市長からも意見を伺いたいと考えており、そういった場を設けていただきたい。
 - (総合政策・地方創生担当部長) スケジュールの見直しについては、もう1度提案してもらった方がよい。
 - (都市建設総務室長) もともとのスケジュールからすると、今回は内容が煮詰まっていないところがあり、確かにこの内容で諮っていくことは難しい。戦略会議ではなく、報告という形では行わせてほしい。
 - (市長公室長) 夏ごろの土地利用計画の策定というスケジュールは変更するのか。
 - (リニア駅周辺まちづくり担当部長) 変更できないと考えており、3月下旬の骨子取りまとめについても同様である。
- (市長公室長) 説明資料の留意事項について、例えば周辺道路ネットワークの構築などが記載されているが、土地利用計画図のイメージには反映されていない。これらについてはいかがか。
 - (相模原駅周辺まちづくり課長) 何らかの土地利用をするのであれば、現況の周辺道路では難しいとは考えているが、具体的に示せてはいない。
 - (財政局長) 現状の資料で何を質問すれば良いのか。意見の出しようがない。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 説明資料にある留意事項は、まちづくり基本的な考え方の留意事項になっており、今後の計画の作成の考え方にあたっての留意事項ではない。
 - (財政局長) 本来、計画策定にリンクしないということはないのではないのか。

- (リニア駅周辺まちづくり担当部長) 土地利用計画図がいわゆる骨子と考えている。
- (総務法制課長) 議会の関係であるが、3月下旬の骨子のとりまとめということであるが、議会は3月25日で閉会する。そのため、3月は部会で何らかの情報提供という形を行っていただき、夏頃の土地利用計画策定に関しては、部会ではなく全協を視野に入れておいていただきたい。
 - (財政局長) 来年度予算の査定は1月中旬を予定しているが、それまでにどの程度内容が見えてくるのか。12月に骨子が見えてくればと考えていた。
 - (市長公室長) 来年度予算はどのような内容を想定しているか。
 - (リニア駅周辺まちづくり担当部長) 大規模事業評価等に向けた協議資料の作成等を想定している。
 - (市長公室長) 本件は、スケジュールに見合った提案ではなかったため差し戻しとする。なお、スケジュール変更については、改めて戦略会議で報告すること。また、まちづくりの考え方についても同様に報告を行うこと。

(2) 結果

- 差し戻しとする。

以 上